

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村 記入欄	令和3年度	令和4年度	令和5年度

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

給 与 所 得 者	筑西市長 殿		所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
	令和 年 月 日 提出		フリガナ											宛 名 番 号					
			氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号 又は法人番号	<small>—個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>											氏 名				
																	電 話	内線 ()	
		フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法								
		氏 名						年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								
		生年月日						月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								
		個人番号						月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								
		受給者番号						月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								
		1月1日現在の住所						月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								
		異動後の住所			円	円	円	日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 <small>（事由・理由）</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）								

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	<small>（新規）</small>										法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を		
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属											_____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ												氏 名											受給者番号	
	氏名又は名称												電 話	内線 ()										納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	
																						1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					左記の一括徴収した税額は、				
						月 日	円					_____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村 記入欄				

【提出先】 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地 筑西市役所財務部市民税課市民税グループ

御注意
4 3 2 1
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。